

令和4年第8回定例会

江東区教育委員会会議録

令和4年8月26日（金）

江東区教育委員会

令和4年第8回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和4年8月26日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和4年8月26日（金）午前10時45分
- 3 開会場所 大研修室（江東区教育センター内）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、眞貝裕利子（教育長職務代理者）、鈴木清人、本田和恵、安部敏啓
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、棚瀬江東図書館長、菅原青少年課長

6 報告事項

- (1) 令和5年度新1・7年生の学校選択制度の取り扱いについて
- (2) 令和5年度新1・7年生の学校選択制度に伴う受入れ予定人数について
- (3) 令和5年度区立幼稚園の園児募集について
- (4) 令和5年度成人の日の式典開催について

7 協議事項

- (1) 通学区域の変更について
- (2) 令和5年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択について

8 審議概要

本多教育長 ただいまより令和4年第8回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、本田委員にお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。議事進行上の関係から、順序を変更し、報告事項4 令和5年成人の日の式典開催についてを事務局より説明願います。

菅原青少年課長 それでは、恐れ入ります。資料4を御覧願います。令和5年成人の日の式典開催について、御報告させていただきます。

御承知のとおり、民法改正に伴いまして、本年度から成年年齢が18歳に引き下げられてございます。本区では成年年齢引き下げ後も引き続

き20歳の方を対象とした成人の日の式典を開催することが決定してございます。なお、このことにつきましては、令和2年第4回区議会定例会、区民環境委員会にて議会のほうへも報告済みでございます。そのため、式典の名称につきまして、従前の「成人式」という名称から「二十歳のつどい」に変更して開催したいと考えてございます。なお、この名称「二十歳のつどい」につきましては6月に庁内で検討委員会を開きまして、この名称とすることを決めてございます。

なお、特別区の状況でございますが、既に新名称を決定済みの18区中17区がこの「二十歳のつどい」という名称を使うことを決定してございます。1区だけ、練馬区でございますが、以前からこちらは「成人の日のつどい」という名称で行われておりまして、名称の変更は予定していないということでございます。

続きまして、1番、期日でございます。令和5年1月9日、月曜日、成人の日に開催をいたします。

2、会場。こちらも例年どおり、ティアラこうとう大ホールを予定してございます。

3、主催でございます。江東区、それから、江東区教育委員会、江東区選挙管理委員会の3者の共催ということでございます。

4、対象でございます。平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方。5月31日時点の数字でございますが、今年度の対象者は4,025名となっております。対象者数につきましては、本区は例年4,000名前後で推移しているところでございます。

5の開催方法でございます。こちらにつきましては、前回同様、密集・密接を避けるため4部制で実施をいたします。また、あわせて事前収録の番組を作成しまして、動画配信をあわせて行ってまいります。午前の部、午後の部は前回から入れ替えまして、午前の部が城東地区、午後の部が深川地区、それぞれ2つに分けて実施をしております。

6、周知でございますが、10月1日号、それから、1月1日の新春の江東区報のほうで記事を掲載いたします。また、区ホームページ、ツイッター、ラインなどでも随時情報を発信してまいります。二十歳の方への招待状につきましては12月上旬に発送する予定でございます。

7、コロナウイルス関連の対策でございます。これも前回同様、入場の際に検温所を設置いたします。それからマスクの着用等を徹底してまいります。それから、(3)でございますが、入口・出口も前回同様分ける形で、一方通行のルートを作ってスムーズな入れ替えをしております。(4)対象者にお送りする招待状に入場整理券をお付けしておりますので、当日の出席者の把握に努めてまいります。また、部と部の間では、扉、手すり、座席のひじ掛けなどの消毒も行ってまいります。最後に(6)でございますが、以前、コーヒーコーナーなどの催事コーナーを用意しておりましたが、こちらにつきましては、実施しないという

ことで考えてございます。

御説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴木委員 現時点の住民登録が約4,000人ということでございますけれども、この二十歳のつどいの参加率、例年大体どのぐらいかということと、それから、入替え制としてございますけれども、10時と11時半という、1時間半での入替えですけれども、外に滞留するといいますか、残っちゃって、また次の仲間を待っているとか、いろんな、そういう昨年の実績で混乱がなかったかどうか、スムーズに入れ替えができたのかどうか、お聞きしたいと思います。

菅原青少年課長 まず本区の成人式、成人の日の式典の出席率ですが、大体例年60%となつてございます。ちなみに前回につきましては、58%でしたので、ほぼ例年どおりの参加率になったところでございます。

それから、御指摘いただいたことでも、合間の入替え等、出口は裏口から出ていただくんですけども、そこで若干滞留が発生したところがございます。入るほうは前回はわりかしスムーズにいったかなと思っております。出口にちょうど公園があるんですけども、出たあとなかなかそこは、やはり皆さん話して、徐々に引いていくという傾向が見られました。ですので、こちらにつきましては、前回の教訓を生かしまして、スムーズな入退場に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

鈴木委員 分かりました。以前の一度でみんなが集まって、それでなかなか中に入らないような状況ということから比べると、4部制のほうがスムーズだと思うんです。これは基本的にはコロナ対策ですよ。滞留しないよということですよ。だから、その辺がちょっと忘れられちゃって、参加する二十歳の方々も、俺は何時に行けばいいんだということ、それで終わったら残って待たせよう、待ち合わせしようみたいなところがちょっとあるんじゃないかなという気がしまして、これはコロナ対策なんだよということを明快に分かってもらえるようにして、それぞれ自覚して、さんさんと帰っていただくというアピールがもうちょっと必要じゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

菅原青少年課長 御指摘、もつともだと思います。区のホームページ等でもそこら辺については周知してまいりますし、当日につきましても、声かけ等、積極的にさせていただきまして、滞留を防ぐような形で考えてまいりたいと

思います。

以上でございます。

本多教育長　ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今年やった分析からも皆さんの御協力でつつがなくできたかなと思っておりますので、また、区の職員だけでなく、青少年委員の皆さんにも御協力いただくことがあると思いますが、うまくやっていただければと思いますし、また、この趣旨に則ってというところだったり、また今後、時代の変化もありますので、よりよい式典になるように検討していただければと思います。

それでは、よろしいでしょうか。以上で本報告を終了いたします。

なお、ここで青少年課長につきましては公務のため退席いたします。

菅原青少年課長　失礼します。

本多教育長　続いて、議事進行上の関係から順序を変更し、協議事項2、令和5年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択についてを議題といたします。

なお、審議に入る前の確認事項といたしまして、今回の教科書の採択に係る公正な選定、採択手続を期するために、本委員会の教科書採択の資料及び会議録については、採択が終了した後に情報公開に付すことといたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長　それでは、本案について、事務局より説明願います。

飯塚指導室長　本件について御説明いたします。資料6、江東区立学校特別支援学級教科用図書の採択についてを御覧ください。

まず、1の特別支援学級で使用する教科用図書についてです。特別支援学級につきましては、通常学級のように1つの教科用図書を固定的に採択するものとは異なり、児童・生徒一人一人の障害種別や程度、発達段階等を考慮して、子どもたちに最もふさわしい教科書を採択するという視点で教科用図書を採択することになっております。特別支援学級で使用する教科用図書には3つの選択肢がございます。

まず、第1ですけれども、本区で既に採択している検定済みの教科用図書でございます。別紙には区分「検」と表示しております。

第2は、特別支援学校において使用されている文部科学省が著作の名義を有する教科用図書でございます。同じく別紙には区分「文」と表示しております。

第3は一般に販売されている図書、いわゆる一般図書を教科用図書として使用するというものでございます。別紙には区分「般」と表示しております。本日そちらに一覧にあります一般図書を置いてございます。

一般図書の採択基準については、資料6のアからクにありますように、教科の主たる教材として、教育目標の達成上適切な図書であること。現在も入手が可能な図書であること。児童・生徒の障害種別・程度、能力・特性に最もふさわしい文字、表現、挿絵、題材等の図書であること。可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容の図書であることなどが上げられます。

次に、2の教科用図書の選定及び採択についてです。江東区立学校特別支援学級教科用図書の採択については、教育委員会の採択に必要な資料を得るために、教育長は、特別支援学級教科用図書調査部会を設置しております。その後、特別支援学級設置校校長からの調査報告を精査するとともに、東京都教育委員会が作成した「特別支援教育教科書調査研究資料」等を基に、児童・生徒の発達段階を考慮して、特別支援学級において使用するのに最もふさわしい教科用図書を選定しております。

最終的には特別支援学級教科用図書調査部会において選定された図書について、本教育委員会が採択することとなっております。

本日お配りしております資料の別紙1、2を御覧ください。こちらが小学校、中学校の特別支援学級教科用図書調査部会において選定された特別支援学級教科用図書の一覧となっております。こちらに記載のある教科用図書一覧につきましては、十分に調査・研究をされたものの中から選定されているものであることをつけ加えさせていただきます。

次に資料6、3の採択までの日程についてです。令和4年6月には教科書センターにおいて教科書展示会を行っております。また、6月と7月に特別支援学級調査部会を行っており、本日の教育委員会での審議・採択に至っております。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

本 多 教 育 長

ただいまの御説明について、何か御質疑、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。既に今、指導室長から御報告ありましたけれども、特別支援学級教科用図書調査部会で丁寧に調査・研究されたものだなと思っております。教科用図書一覧に基づいて採択ということで、先ほど説明もありましたけど、児童・生徒、一人一人の障害種別や程度、また、発達段階等を考慮して、こどもたちに最もふさわしいものを採択した上で適切に各特別支援学級で教育が進められることを願っております。

それでは、よろしいでしょうか。御意見等なければ、令和5年度江東区立学校特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、別紙1、令和5年度江東区立小学校特別支援学級教科用図書一覧及び別紙2、令和5年度江東区立中学校特別支援学級教科用図書一覧のとおり採択したいと存じますが、御意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、令和5年度江東区立小学校特別支援学級教科用図書一覧、令和5年度江東区立中学校特別支援学級教科用図書一覧のとおり採択をいたします。

以上をもちまして、令和5年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択についての審議を終わります。

続きまして、報告事項に戻ります。報告事項1 令和5年度新1・7年生の学校選択制度の取扱いについて、及び報告事項2 令和5年度新1・7年生の学校選択制度に伴う受入れ予定人数については、互いに関連する案件ですので一括して事務局より説明を願います。

賀来学務課長 恐れ入りますが、資料1を御覧いただければと思います。令和5年度新1・7年生の学校選択制度の取扱いについて御説明をいたします。この制度についての大きなポイントは、まず1、対象者を御覧ください。学校選択の対象者は令和5年度に新1・7年生として区立小・中学校・義務教育学校へ入学する予定の区内居住者で、希望票を提出期限までに提出できる方です。

次に2番、選択範囲でございます。選択できる学校の範囲は小学校及び義務教育学校前期課程の徒歩で通える学校。中学校及び義務教育学校後期課程が区内全域の学校から選択することが可能となっております。

3番の手続きを御覧ください。まず(1)のとおり、学校選択希望票を9月16日に発送しますので、(3)のとおり11月4日までを期限として提出していただきます。その後、(5)のとおり11月14日から18日までの提出後の変更の希望を受け付け、各校の希望者が確定します。この結果、希望者が受入れ可能な人数を超え、希望者全員の受入れが困難な学校については公開抽選のほうに入学者を決定する形になります。

次のページに進んでいただきまして、4番の希望者が受入れ可能な人数を超過した場合を御覧ください。こちらが公開抽選の取り扱いとなります。(2)のほうに11月25日に抽選の有無の公表を行った後、11月30日に抽選対象者に抽選番号等を記載した通知を発送します。その後、小学校等については12月7日に、中学校等については12月8日に公開にて抽選を行います。(5)抽選の特例として、無抽選で希望校へ入学を決定する場合などについて記載をしております。

次に5番、補欠者の取り扱いを御覧いただければと思います。抽選で当選しなかった方は補欠扱いとなり、入学予定者の転出・辞退・私立学校等への入学により受入れ可能人数に空きが生じた場合に、(2)の最終繰上基準日までの間、補欠登録順位に従い繰上当選となります。この最終繰上をもって当選者が確定いたしますので、最終繰上結果の公表を行い、全ての当選者を公表いたします。今年度の最終繰上結果の公表は(3)のとおり、小学校が1月19日、中学校が2月17日としており

ます。

3ページの6番、受入予定人数は学校と協議の上決定しておりまして、7番、学校情報の提供につきましては、学校公開やホームページ、区報において周知してまいります。

次の4ページの8のスケジュールにつきましては、先ほどのページまでの説明をまとめた内容となっております。令和5年度新1・7年生の学校選択制度の取り扱いについては以上でございます。

次に、資料2でございます。令和5年度新1・7年生の学校選択制度に伴う受入れ予定人数について御説明いたします。

1ページ目については、小学校及び義務教育学校前期課程、2ページ目については、中学校及び義務教育学校後期課程となっております。表には学校名、基準学級数のほか、通学区域外受入れ予定の人数の目安をアルファベットで表示しております。

まず、基準学級数ですが、こちらは本年5月1日現在の通学区域内の児童・生徒数ということで、これまでの通学区域内での入学率や今年度の学級数、また、学校施設の収容能力などを踏まえ、各学校と協議の上設定しております。また、通学区域外受入れ予定人数は、基準学級数を基に各学校の通学区域内の児童・生徒数も含めた受入れ可能人数を求め、そこから通学区域内の入学予定人数を差し引いて算出しております。表示の下は、今年度よりおおよその範囲を示したものになると思いますが、それぞれの表示が示す人数の範囲については下段に記載をさせていただきます。

なお、欄外左の黒の星印の付いている学校は収容状況の厳しさを踏まえ、通学区域内からの受入れを行わないとした学校でございます。小学校及び義務教育学校8校が該当いたしますが、昨年度からの状況として、これまで受入れを行っていた有明西学園の前期課程について、今後収容状況の逼迫が懸念されることから受入れ不可とし、また逆に、これまで受入れ不可としていた豊洲小については、収容状況の改善等により受入れを開始しているところでございます。

なお、受入れを行わない学校におきましても、特例として、現在通学している兄や姉が令和5年度も在学する場合及び在学期間中に希望校の通学区域内への転居が確実な場合については、学校選択を認めているところでございます。

裏面にまいりまして、中学校及び義務教育学校後期課程につきましては、前年度と同じく通学区域内からの受入れができない学校はございません。令和5年度新1・7年生の学校選択制度に伴う受入れ予定人数についての説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑に入ります。
安部委員。

安 部 委 員 ちょっと確認をさせていただきます。資料1の4番です。希望者が受入れ可能な人数を超過した場合の中の抽選の特例というところなんですけれども、1つ目が②です。兄弟が在学している場合は無抽選というところなんですけど、例えばこれは、当該年度に6年生がいて、卒業してしまう子がいるときに、これから入る1年生がいる場合は対象になりますかということと、もう1ついいですか。

あとは、この3番と4番だけ特定の住所、特定の建物みたいに限定されて記載があるので、簡単で結構ですので、この辺の経緯みたいなものがあつたら教えてほしいなと思います。

以上です。

賀 来 学 務 課 長 兄弟の在学といったところで、それで6年生でいなくなってしまった場合の取り扱いということですが、引き続き在学するといったところが条件になっていますので、そこにいらっしゃらなくなるということであれば、この特例の適用はないといったところになります。

安 部 委 員 対象外ということですね。

賀 来 学 務 課 長 対象外です。特定のマンション、特例の簡単な説明でございますけど、ニュートンプレイス、同一マンション内で棟により通学区域が異なるといったところで、北棟についてはもともとが平久小と深川八中だったところで、南棟ができたときに南棟は平久小から越中島小、中学校は深川八中から深川三中に変更していた。同じマンションで北と南で学校が違ってしまふというところがあつて、北にお住まいの方に無抽選で南棟と同じ学校に通えるようにするというのが、ニュートンプレイスの特例です。

あと、豊洲6丁目とブランズタワー豊洲については、こちらは有明西学園が開校したことによって変更があつたということです。小学校については豊洲西小学校が指定される。中学校については有明西学園ということで、後期課程から入れるようになった。後期課程から有明西となるので、前期から有明西学園への入学を無抽選で認めるといった内容になっているところでございます。

簡単ですけども、以上でございます。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3 令和5年度区立幼稚園の園児募集についてを事務

局より説明願います。

賀来学務課長 恐れ入りますが、資料3を御覧ください。令和5年4月に区立幼稚園に入園する4歳児と3歳児の募集について御説明いたします。

まず、1の園児募集人数一覧のうち、上段の4歳児につきましては、今年度の運営日数や来年4歳となるお子さんの他施設等への通園状況も踏まえまして、募集定員を17年で545名といたしております。1学級あたりの合計35名としているところでございます。

2番の南陽幼稚園、6番の豊洲幼稚園については、3歳児保育を実施していることから、進級に伴い定員が増加する分のみの募集といったところになります。また、表に記載のない、ちどり幼稚園につきましては、令和5年度末での廃園を予定しているため園児募集は行いません。

3番の川南幼稚園、10番の第一亀戸幼稚園につきましては、令和5年度での廃園が決定しており、今回は最後の年次募集となっております。

なお、川南幼稚園は昨年の募集で応募人数が5人に満たなかったということもありますので、4歳児の学級編成は行っていないというところで、今回の募集結果次第では廃園の手続が早まるといった可能性もございます。

続きまして、下段の3歳児につきましては、募集定員3園で155名としております。1学期当たりの定員は20名としているところでございます。ただし、令和5年度から3歳児保育を開始する、なでしこ幼稚園については、四、五歳児クラスに進級した際の学級編成や当園の保育室等を考慮しまして、2学級合わせて35名の募集となります。

2の申込資格は記載のとおりでございます。

3の園児募集日程につきましてはおおむね昨年度と同様ですが、10月1日に江東区報の掲載等を行った後、10月14日から区役所及び各幼稚園で申込書を配布します。申込みの受付については、12月2日、4日、7日の3日間ですが、各幼稚園で受け付けを行うほか、コロナウイルス対策の観点から郵送での受付も行います。申込みが各園の募集定員を上回った場合は11月11日に抽選を行う園を発表しまして、15日に公開抽選を行います。なお、昨年度は南陽幼稚園、豊洲幼稚園、3歳児が抽選となっております。抽選結果につきましては、各幼稚園に掲出するほか、申込者に通知して、あわせて健康診断の日時もお知らせいたします。

園児募集についての説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。こちらは保育園とかとの絡みもいろいろあって難しさは承知した上で質問させていただきますが、ちどり幼稚園や、先ほどの川南幼稚園などが少なくなっているという背景などは、4歳児保育ということが引かかっているのではないかなと思うんですけども、閉園とか廃園することによって待機児童につながることはないという認識でよろしいでしょうか。

賀 来 学 務 課 長 待機児童へのつながりといったようなことでありますけれども、比較的、やはり江東区の親御さんは0歳、1歳から保育園に預ける方が多くなってきている傾向があるので、その影響が幼稚園にも及んでいるのかなということで、園児の減少傾向があります。そういったこともあるので、幼稚園の廃園が待機児童の増加ということにはつながらないと考えております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいですか。安部委員。

安 部 委 員 現時点では、逆に保護者の声としては、4歳児からは入れづらいという声は現実にあるんですね。そういった意味で、受入れを3歳に下げるといふ検討というのはどんな状況でしょうか。

賀 来 学 務 課 長 3歳児からの受入れといったところでございますけれども、区の基本方針として、まずは3歳児保育というのがこの江東区の幼稚園の基準の中で私立幼稚園が先行して行っているという経緯があります。まずはその立地やバランスの中で、その関連の中で考えないといけない。あと、区立幼稚園は待機児童の解消といった面で3歳児を始めたという経緯がありますので、そこも考える必要があります。ただ、令和5年度から、新しくなでしこ幼稚園が3歳児保育を始めますので、そういった部分の様子も見ながら今後3歳児をどうしていくかという検討をしていく必要があります。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。今、安部委員から様々御質問いただいたところもありますけれども、江東区立幼稚園としては、教育の質の高さというところで取組を進めてきていることであり、園を少なくしていくというところは教育委員会としても苦渋の選択というところもあるかなと思っております。しかしながら、指をくわえて見ているわけではなくて、先日来、就学前教育フォーラムを実施して、今、ケーブルテレビで放送されているところではありますけれども、就学前教育、区立幼稚園だけではなく、全部の施設の質を上げていこうという

ところで、その中心になって区立幼稚園が力を発揮していただいているところでもありますし、今、園児募集について説明がございましたけれども、今般、江東区立幼稚園ガイドというものを教育委員会と園長会と連携して作成しまして、未就園児の保護者が活用するような場所に置いたり、またホームページに掲載しようと、そんな取組をしておりますし、また、オンラインで説明会を開催して、このところ、オンライン説明会でも多くの方が参加してくださっていますので、そんなところ、園長会でも連携を図りながら園児を増やしていく努力もしていかなければいけないといふうにはしています。

また、3歳児についても、先ほど学務課長の説明もありましたが、なでこ幼稚園が今回、令和5年度、3歳児保育を始めるというところで、そういった状況を見ながら、またさらに今後も検討を進めていければと思っているところでございます。よろしいでしょうか。

それでは、本報告について終了いたします。

次に、協議事項1、通学区域の変更については区議会及び関係諸機関等の審議状況との関係がありますので、秘密会といたしたいと存じますが御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 ただいま、全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、協議事項1は秘密会といたしたいと存じます。

それでは、協議事項1 通学区域の変更についてを事務局より説明願います。

賀来学務課長 それでは、資料5を御覧いただければと思います。通学区域の変更についてでございます。2番の変更内容を御覧ください。変更する区域は大島2-2に建設中の新築マンション、猿江恩賜公園レジデンスでございます。こちらのマンションの小学校の通学区域について、第一大島小学校から毛利小学校へと変更を行ったものです。

2ページを御覧いただければと思います。こちらは現在の通学区域図になりますが、中央の黒く塗りつぶされたところ、こちらが今回通学区域を変更する猿江恩賜公園レジデンスとなります。周りを囲んだ赤い線が小学校の通学区域を表しておりまして、東側が第一大島小学校、西側が毛利小学校の通学区域となっております。御覧のとおり、現状では今後、猿江恩賜公園レジデンスについては第一大島小学校の通学区域となっております。

続きまして、3ページを御覧いただければと思います。こちらは第一大島小学校と毛利小学校の通学区域に該当する児童数を、その児童の収容に必要な学級数を書いてございます。上段の現行欄は猿江恩賜公園レジデンスの通学区域を第一大島小学校のままとした場合、下段の変更後

欄は毛利小学校に変更した場合の推移となりますが、御覧のとおり、今回の通学区域の変更を行わない場合、改修により教室数を増やしたとしても、第一大島小学校は令和8年度に通学区域内の児童を収容しきれなくなってしまうことが予想されます。そのため、当該小学校の通学区域を毛利小学校に変更したいと考えております。

1ページにお戻りいただければと思います。4番の今後の予定でございます。本日の教育委員会のあと、9月1日の文教委員会の臨時会に諮りまして、再度、教育委員会で規則改正議案を提出させていただければと考えております。なお、規則改正議案の提出時期につきましては、当該マンションの住居表示の決定が秋頃に行われる予定でございますので、住居表示決定後、12月定例会に提出をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。眞貝さん。

眞貝委員 ちょっとお伺いします。レジデンスから第一大島小学校、毛利小学校の距離的なものはどのぐらいなんですか。

賀来学務課長 すいません。ちょっと具体的なメーターは分かりませんが、地図を見て確認できるとおり、第一大島小学校と毛利小学校の距離の差というのはさほどないと思います。

本多教育長 よろしいでしょうか。眞貝委員。

眞貝委員 これは通学路をこれから設定するわけですよね。具体的に距離が違ってそれが分からないと……。

本多教育長 通学路が決定されるということでよろしいでしょうか。

賀来学務課長 通学路の決定につきましては、その辺りの距離、あと安全面ということで、より協議するところが出てきますので、その辺りも十分吟味したいと考えております。

以上でございます。

本多教育長 最終的には学校のほうでここをという形の指定になりますが、今、学務課長からお話あったように安全面に配慮して行いますし、また状況によってはストップさんの配置等を検討するというような形で、こどもたちの安全に問題がないように進めていければと思います。

ほかいかがでしょうか。本田委員。

本 田 委 員 ありがとうございます。ちょっと今、1つは同じような話だったんですけども、登校班があるのかないのかによって、もし登校班がない場合、こどもたちが公園の中を歩いていたりとか、そういうことになるのではないかなと思ったのが1点です。

もう1つは、先ほどの特例で、選択制のところに出てきたような、特例として置いているところはこうやって統一する予定は全くないのかなと。随分前から特例扱いだったと思うんですけども、何故ずっと特例でやっているのかなというのは、同じマンションの中で分かれたままになっているのはどういうことなのか教えてください。

賀 来 学 務 課 長 まず最初に登校班の部分についてでございます。先ほどの答弁とちょっと重なる部分もあるかもしれないんですけども、登校班の部分も含めて、どういった通学路として、先ほどあったように安全という面が重要になってきますので、その辺りも御指摘を踏まえて考えていきたいと思っております。

それで、特例がそのままになっているといったところの2つ目なんですけれども、収容対策といった部分が大きく絡んできまして、マンションとか、そういった特例も踏まえて今後の児童収容数を考えていく必要がございます。また、マンションを購入された方、契約者に対しましては、区からの指定校通知に基づいて、重要事項説明書、それも学区が決まった状態で周知がいつている状態ですので、なかなかその部分を変えていくというのも難しいかと思えます。ただ、そういった御意見、御指摘を受けることもございますので、そういった部分も踏まえて今後考えていく必要があると思っております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。直接的に関係ないかもしれないんですけども、こどもたちを育むという観点で、地域もこどもたちを守っていかねばならないと思っております。そういった意味では、この大島の二丁目の、例えば町会長さんがこういう事情を何も知らないまま新しいマンションが建って、新しく学校に行っていて、「ああ、何？ この子たちは毛利小だったのか」というのを後から知るようなことがないようにしてほしいんです。一言お伝えするだけで町会もそういうのを意識します。同じ行事が重ならないときに地域の行事をやったりということにつながっていくと思うので、一言だけ町会長さんに報告というか、決めた後で構いませんので、お話ししていただけると、向こうも気を遣ってもらえる。常に考えてくれていますので。

あと、大島地区はこども会が学校こども会という形で全体のこども会になってございますので、そちらにも一言言っていただくと、それだけで、地域のこどもたちに気を遣いながら、何も知らずに外れてしまうようなことがないようにしてもらいたいなということで、お力添えいただければと思います。

賀来学務課長 いろいろ御指摘ありがとうございます。1番目の事前の説明といった部分ですけれども、こちらについては昨年12月に町場につきましては、大島町会連合会、大島二丁目町会、それから会長の方々、あと小松橋地区連合会、その辺りの会長さんには事前にお話をして、相談させていただいているところでございます。全体のこども会というお話も2点目でございます。説明の際にはそういったところも意識しながら実施をさせていただきます。

以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今、たくさん委員の皆様にご意見をいただきましたので、そういったところを生かしながらよりよい形で進められればと思いますし、また、安部委員からも御指摘の地域の連携というのも大事にしていることでありまして、教育委員会といたしましても学区域のこともそうですけれども、様々動きがあるときは地域にしっかり説明を、配慮を心がけておりますので、これからはしっかりと取り組んでいただきたいと思いますのでございます。

それでは、お諮りいたします。協議事項1について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることになっておりますが、区議会の審議終了後、公開することといたしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、令和4年第8回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。